

議案第 4 6 号

千葉県と市川市との間における公共下水道の使用料等の徴収等に関する事務の委託に関する規約の制定に関する協議について

公共下水道の使用料等の徴収等に関する事務の管理及び執行を千葉県に委託するため、規約を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 1 項の規定により千葉県と協議するに当たり、同条第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により、市議会の議決を求める。

令和元年 1 1 月 2 9 日提出

市川市長 村 越 祐 民

千葉県と市川市との間における公共下水道の使用料等の徴収等に関する事務の委託に関する規約

千葉県と市川市との間における公共下水道の使用料等の徴収等に関する事務の委託に関する規約を次のとおり制定する。

(趣旨)

第1条 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、市川市（以下「市」という。）の公共下水道の使用料等の徴収等に関する事務を千葉県（以下「県」という。）に委託することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(委託事務の範囲)

第2条 市は、市川市下水道条例（昭和47年市川市条例第18号）に基づく公共下水道の使用料（以下「使用料」という。）及び市川市税外収入に対する延滞金徴収条例（昭和45年市川市条例第6号）に基づく延滞金（使用料に係るものに限る。以下「延滞金」という。）の徴収等に関する事務のうち、次の各号に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を県に委託する。

- (1) 公共下水道の使用の開始、中止等に係る受付に関する事務
- (2) 使用料の調定に係る調査、算定、請求及び収納に関する事務
- (3) 使用料に係る過誤納金の還付に関する事務
- (4) 使用料の納付の勧奨に関する事務
- (5) 延滞金の算定、請求及び収納に関する事務
- (6) 使用料及び延滞金に係る納入証明書の発行に関する事務

2 前項の規定にかかわらず、千葉県知事（以下「知事」という。）と市川市長（以下「市長」という。）との協議により、市が行うこととされた事務については、市が管理し、及び執行するものとする。

(管理及び執行の方法)

第3条 委託事務の管理及び執行については、市川市下水道条例、市川市下水

道条例施行規則（昭和４７年市川市規則第２１号）、市川市税外収入に対する延滞金徴収条例その他の規程（以下「市の条例等」という。）に定めるもののほか、県の規程等の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第４条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、市の負担とする。

２ 前項の経費の額並びに支払の時期及び方法は、知事と市長が協議して定めるものとする。

（収入の帰属）

第５条 委託事務の管理及び執行に伴い県が徴収する使用料及び延滞金の収入は、市に帰属する。

（連絡会議）

第６条 知事は、必要と認めるとき又は市長から要請があったときは、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、市長との連絡会議を開くことができる。

（条例等の改正の場合の措置）

第７条 市長は、委託事務の管理及び執行について適用される市の条例等の全部又は一部を改正しようとする場合は、あらかじめその改正の内容を知事に通知するものとする。

２ 知事は、委託事務の管理及び執行について適用される県の規程等の全部又は一部が改正された場合は、直ちにその改正の内容を市長に通知するものとする。

（委託事務の管理及び執行の細目）

第８条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、知事と市長が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、令和３年１月１日から施行する。

理 由

千葉県と市川市との間における公共下水道の使用料等の徴収等に関する事務の委託に関する規約を制定することについて、地方自治法第252条の14第1項の規定により千葉県と協議するに当たり、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により提案するものである。